

厚生労働省委託調査研究事業

親子の面会交流の円滑な実施に関する

調査研究報告書

公益社団法人家庭問題情報センター

目 次

目次	1
第1 調査研究の目的	7
第2 研究の方法・実施体制	8
1 研究の実施主体	8
2 研究期間	8
3 研究実施体制	8
(1) 「かるがも相談室」の設置と相談支援業務	8
(2) 研究員・研究体制	8
4 調査研究の具体的方法	10
(1) 電話相談	10
(2) 面接相談	10
(3) ADR調停の利用	10
(4) 短期援助	10
(5) セミナー	10
ア 各相談室の協力によるセミナーの開催	10
イ ミニセミナーの開催	10
(6) 事例研究会	10
(7) 秘密の厳守	11
第3 調査研究期間における相談支援活動の概要	12
1 電話相談・面接相談	12
(1) 相談と援助メニュー	12
(2) 相談内容の概要	12
2 ADR	13
3 短期援助	14
4 セミナー（ミニセミナーを含む）	14
第4 研究結果	16
1 父母間の合意形成を阻害する要因－その類型及び支援上の留意点	17
(1) 父母の双方又は一方に子どもとの面会交流に対する意欲が乏しい場合	17
ア 面会交流の合意に至らない一般事例	17
イ 意欲が乏しいまま面会交流の合意をする場合	18
(2) 父母の一方に面会交流に対する強い抵抗感や相手への不信がある場合	19
ア 相手の性格、行動傾向が子どもに与える影響を理由としている場合	19
イ 根深い相手への怒り、恨み等から相手との断絶を望む場合	20
ウ DV主張が問題となる場合	20

(3) 面会交流の具体的な方法について合意ができない場合	25
ア 面会交流の頻度に関する意見の食い違いがある場合	26
イ 面会交流の時間に関する意見の食い違いがある場合	26
ウ 同居親が面会交流場面に同席するという合意がある場合	27
(4) 子の拒否が主たる理由となっている場合	27
ア 子が明示的に拒否している場合	28
イ 子の心身が不安定な状態にあることが理由となっている場合	33
(5) 父母以外の家族内の第三者の意見が合意を妨げている場合	35
ア 祖父母との関係によって合意ができにくくなっている場合	35
イ 父母の再婚相手との関係によって合意ができにくくなっている場合	37
(6) 父母間に離婚に関する争いが根強い場合	38
ア 相手方との離婚自体に合意したくない意向が強い場合	38
イ 相手方に対する怒りや恨みの感情が強く残っている場合	39
(7) 養育費等経済的な問題によって面会交流の合意ができない場合	40
ア 養育費の額を巡る問題	40
イ 面会交流時の費用負担を巡る問題	41
ウ 支払遅滞や不履行を巡る問題	41
エ 養育費の減額又は免除、再婚を巡る問題	41
2 父母間の合意形成の方法—その類型及び支援上の留意点	42
(1) 協議離婚時の面会交流に関する合意	42
ア 協議離婚時の合意の意義	42
イ 本調査研究による相談統計からの検討	43
ウ 協議離婚時に取決めをしない夫婦への支援	44
(2) 司法手続き下における面会交流に関する合意等	45
ア 面会交流に関する司法手続きのあらまし	45
イ 調停・和解	46
ウ 審判及び決定	49
エ 再調停・再審判	52
3 弁護士による合意形成の支援のあり方と課題	52
(1) 同居親代理人の立場から	53
ア 受任時	53
イ 調停段階	59
ウ 最後に	61
(2) 別居親代理人の立場から	61
ア 受任時	61
イ 調停段階	63

ウ	合意段階	66
エ	今後の課題	67
(3)	子どもの代理人の立場から	67
ア	「子どもの手続代理人」とは	68
イ	子どもの手続代理人による合意形成支援	69
ウ	まとめ	70
4	父母間の合意形成が困難な場合における子どもの受ける影響	71
(1)	子どもの発達段階について	71
(2)	父母の離別や紛争を経験する子どもの心理	71
(3)	乳児期・幼児期前半の子どもが受ける影響	72
ア	父母との離別の影響	72
イ	離別以前の親子関係の影響	73
ウ	同居親の態度等の影響	75
(4)	幼児期後半の子どもが受ける影響	76
ア	父母との離別の影響	76
イ	離別以前の親子関係の影響	78
ウ	同居親の態度等の影響	78
(5)	学童期の子どもが受ける影響	79
ア	父母との離別の影響	79
イ	離別以前の親子関係の影響	80
ウ	きょうだい関係の影響	81
5	面会交流援助に求められる技法及び援助者の育成・訓練	83
(1)	面会交流援助に求められる技法	83
ア	援助の枠組みの構造化	83
イ	個別援助における臨床的スキルの向上	83
(2)	援助者の育成・訓練	90
ア	援助者育成の必要性	90
イ	援助者に求められるもの	91
ウ	OJTとOFFJT	92
エ	法律、行動科学等の知見の習得	94
オ	ネットワーク構築力（専門機関へのリファー等）	95
6	ADR及び面会交流短期援助の実施からみた合意形成支援のあり方	95
(1)	ADR	95
ア	短期間で集中的な話し合いができる民間型ADR	95
イ	同席調停を原則とする民間型ADRにおける高葛藤事例への対応	96
ウ	争点を焦点化できた不成立事例	96

エ	一定の援助期間後、自立実施に向けた合意形成としてのADRの利用	97
(2)	短期援助（かるがも援助）	98
ア	F P I Cの短期援助との相違	98
イ	実施事例の概要	98
ウ	短期援助（かるがも援助）の実施結果	98
エ	面会交流短期援助のあり方	100
7	親ガイダンスのあり方に関する課題及び留意事項	101
(1)	離婚前後の父母に対する親ガイダンスの現状	101
ア	裁判所の取組み	101
イ	海外モデルの試行的取組み	101
ウ	面会交流援助機関による取組み	102
(2)	親ガイダンスの必要性	102
(3)	F P I C親ガイダンス「かるがもセミナー」の趣旨	103
ア	親の離婚を経験する子どもの気持ちを理解する	103
イ	面会交流の意義・目的を子ども目線で焦点化して学ぶ	103
ウ	参加者の気付きと自己決定を重視し、参加学習型で学び合う	104
エ	誰にも開かれたセミナーにする	104
(4)	かるがもセミナーテキストの構成・内容	104
(5)	プログラムの実施	104
ア	参加者	104
イ	所要時間	104
ウ	費用	105
エ	会場配置形式	105
オ	進行形式	105
(6)	プログラムの実施効果	105
ア	アンケートに見るセミナーの効果	105
イ	実施の効果	108
(7)	今後の課題と展望	109
ア	プログラム内容の充実	109
イ	継続実施の価値と経費の問題	110
ウ	ファシリテーターの人材養成と確保の問題	110
エ	協議離婚前制度としての親ガイダンスの制度化	110
8	合意形成支援及び面会交流援助過程における関係機関の連携について	110
(1)	家裁との連携	110
ア	家裁から援助機関へのバトンタッチ	111
イ	援助機関に対する情報開示の請求	111

ウ 一般的な情報交換	112
(2) 弁護士との連携	112
ア 当事者に対する面会交流援助に関する情報の提供	113
イ 援助機関の利用契約に関する当事者支援	113
ウ 援助過程における当事者支援	113
(3) 医療機関との連携	113
(4) 地方公共団体との連携とネットワークの活用	114
第5 研究のまとめと提言	116
1 研究結果のまとめ	116
(1) 長いタイムスパンで形成されていく合意	116
(2) 家裁の役割と「再調停」の意義	117
(3) 代理人弁護士の関わりの重要性	117
(4) ADR及び短期援助の活用	118
(5) 子どもに与える影響	118
(6) 援助技法の向上と援助者の育成	118
(7) 親ガイダンスの意義と必要性	119
(8) 関係機関との連携	119
2 提言	119
(1) 援助機関の育成と支援	119
(2) 親ガイダンスの普及と制度化	119
(3) 関係機関の連携とネットワークの構築	120
<資料一覧>	121
1 事例研究対象事例一覧	122
2 相談カード集計表	123
(1) 相談カード(1000件分)集計表(事業開始から29.2.18の受付分)	123
(2) 面会交流の実態及び主訴(相談カード12及び13の「その他」欄の整理)	124
(3) 相談者の居住地	125
(4) 面会交流の実態について(相談カード12欄・合意の態様による整理)	126
3 ADR事例一覧	126
4 短期援助事例一覧	127
5 セミナー実施状況	128
(1) セミナー・ミニセミナー参加者集計(1・2)	128
(2) セミナー・ミニセミナーアンケート集計(3・4)	128
6 セミナーテキスト	129
7 各種書式	144
(1) 相談カード	144

(2) 承諾書	146
(3) セミナーアンケート	146
8 広報関係	147
(1) かるがも相談室ホームページ	147
(2) かるがも相談室リーフレット	151
9 (参考) 事業内容のイメージ	153

第1 調査研究の目的

本調査研究は平成28年度の厚生労働省委託事業である「親子の面会交流の円滑な実施に関する調査研究事業」として実施したものである。

離婚により父母が離れて暮らすことになっても、別居親と子どもが会うことや、電話や手紙で定期的継続的に交流を保つことは、子どもの生活や精神面の安定をもたらし、子どもの健やかな成長にとって有意義である。しかしながら、父母の同意がないために、面会交流が継続的に行われない実態がある。

このため、親子の面会交流が継続的に行われるための支援を試行的に実施することを通じて、面会交流について、課題や求められる支援技術等を明らかにすることを目的とする（以上、厚生労働省作成の仕様書による。なお、この仕様書では「父母の同意」という用語が使われているが、調停等においては「合意」という用語が用いられることが一般的であるため、本報告書では「合意」を使用することとする。）

また、上記の仕様書に照らし、具体的には以下の点について検討する。

- ① 父母間で合意がない場合の面会交流のあり方について、試行的に相談支援を行うことを通じて面会交流支援の課題とその解決方法を検討する。
- ② 父母間で合意がない場合の面会交流支援を行うに当たり、特に必要とされる相談技術等について検討する。
- ③ 父母間で合意がなく面会交流ができない場合の子に与える影響について検討する。

第2 研究の方法・実施体制

1 研究の実施主体

本事業における調査研究は公益社団法人家庭問題情報センター（以下「FPIC」という。）が実施する。

2 研究期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

3 研究実施体制

(1) 「かるがも相談室」の設置と相談支援業務

調査研究の資料を得るため、研究期間内に限定した電話又は面接による相談、FPICのADR事業の活用、短期援助、セミナー（親ガイダンス）等の相談支援業務を行う。この相談支援業務については東京都豊島区西池袋において「かるがも相談室」を設置し、通常のFPICの事業と区別した。また、研究期間中、「かるがも相談室」において受理した電話、面接、ADR、短期援助、セミナー等の相談や支援を利用する当事者については、費用の負担を求めないこととした。

(2) 研究員・研究体制

役 割 (所 属)	氏 名	業務内容の分担	備考 (報告書執筆担当箇所)
事業管理責任者 (本部・東京相談室)	鶴岡 健一	研究会の運営全般 事例研究、電話・面接相談 ADR	第1、第2、第4-1-(5)、 (6)、第4-6-(1)、 第4-8
プロジェクトリーダー (東京相談室)	山口美智子	研究内容・方法の統括 事例研究、電話・面接相 談・短期援助	第3、第4-2-(1)、 第5
研究員 (東京相談室)	山口恵美子	セミナー（親ガイダンス）、 事例研究、電話・面接相 談・短期援助	第4-6(2)、第7
研究員 (東京相談室)	笠松奈津子	電話・面接相談、事例研究 短期援助、広報資料作成	第4-1-(1)(2)、第4-5 -(1)

研究員（東京相談室）	真板 彰子	電話・面接相談、事例研究 短期援助	第4-1-(3)、第4-1-(5)
研究員（東京相談室）	鈴木克明	電話・面接相談、事例研究 短期援助、記録管理	第4-1-(4)、第4-4-(4)、(5)
研究員（横浜相談室）	野村 二郎	電話・面接相談、事例研究 記録管理	第4-4-(1)、(2)、(3) 第4-5-(2)
研究員（東京相談室）	川島 克巳	経理・物品等管理、電話・ 面接相談、事例研究	
研究員（東京相談室）	中島 優子	電話・面接相談、事例研究 短期援助	
研究員（東京相談室）	宮本 仁美	電話・面接相談、事例研究 短期援助	
研究員（東京相談室）	中原 順子	電話・面接相談、事例研究	
研究員（東京相談室）	社浦 春江	電話・面接相談、事例研究 短期援助	
研究員（東京相談室）	黒沢 和美	電話・面接相談、事例研究 短期援助	
研究員（広島相談室）	寺町志津子	電話・面接相談、事例研究	
研究員 （養育費相談支援センター）	原 千枝子	事例研究	第4-1-(7)
研究員 （本部・東京相談室）	下坂節男	A D R	
研究員（大阪相談室）	齊藤素子	セミナー	
研究員（大阪相談室）	石附 敦	セミナー	
研究員（名古屋相談室）	後藤良一	セミナー	
研究員（福岡相談室）	小西洋子	セミナー	
研究員（弁護士）	池本壽美子	事例研究、A D R	第4-2-(2)
研究員（弁護士）	相原佳子	事例研究	第4-3-(1)
研究員（弁護士）	佐野みゆき	事例研究	第4-3-(2)
研究員（弁護士）	池田清貴	事例研究	第4-3-(3)
研究員（弁護士）	片山登志子	事例研究	

(注) セミナーの実施に当たっては、上記のほか新潟ファミリー相談室及び広島ファミリー相談室の協力を得た。

4 調査研究の具体的方法

(1) 電話相談

平成28年5月15日から同29年3月31日まで、かるがも相談室において、月曜日から土曜日までの午前10時から午後5時まで、1名の相談員を配置して面会交流に特化した電話相談を行った。

(2) 面接相談

平成28年6月1日から同29年3月31日まで、かるがも相談室において、個別の面接相談を実施した。

(3) ADR 調停の利用

東京ファミリー相談室、大阪ファミリー相談室及び名古屋ファミリー相談において法務大臣によって認証を受けているADR事業を実施しているところ、研究期間中に面会交流の実施に特化した調停（話し合い）を希望する当事者に対して、各相談室のADR調停手続を利用し、当事者が負担すべき料金を本事業予算において負担するなどの支援を行った。

(4) 短期援助

かるがも相談室において、ADR又は相談等を経て、調査研究期間に限る短期間の面会交流援助を行った。

なお、短期援助については、援助者の確保等の関係から支援の対象者を東京地域に限定して実施した。

(5) セミナー

ア 各相談室の協力によるセミナーの開催

東京、大阪、名古屋、福岡、広島、新潟のFPIC各相談室の協力を得て、面会交流に関するセミナー・グループワーク（親ガイダンス）、無料相談会を実施した。

イ ミニセミナーの開催

「かるがも相談室」を会場として、平成28年6月から同29年3月まで、任意に参加を希望する当事者に対し、5人～10人程度によるミニセミナー・グループワークを実施した。

(6) 事例研究会

上記(1)から(5)までの相談支援業務から得られた情報（相談記録や相談員からの報告等）及びFPICにおいてこれまでに援助を行った事例（現に援助を行っている事例）等のうち、合意形成が困難である（あった）と考えられる事例や情報を対象とした研究会を、平

成28年4月から同29年3月まで通算12回開催した。この研究会において、第1で述べた研究目的に関する事項を集中的に分析、検討し、「合意形成を阻害する要因別に見た類型」及び「合意形成の性質別に見た類型」、を整理し、それぞれについて支援のあり方を考察した。

また、上記の相談支援を通じて得られた情報等を踏まえて、父母間の合意形成が困難な場合における子どもの受ける影響、面会交流の援助者に求められる技法及び援助者の育成のあり方、親ガイダンスのあり方、面会交流に関する関係機関の連携についても検討した。

検討した事例については資料として事例一覧を作成し、報告書においては【事例番号】を記載することとした。

また、事例研究会では事例番号を付した事例以外にも、調査研究の目的に資すると考えられる事例も検討の対象とした。これについては【相談事例】として引用している。

(7) 秘密の厳守

(1)から(5)において相談、支援の対象となった当事者から得られた情報について、個人情報にかかる事項は秘密が守られることを伝え、相談内容等が調査研究の資料となることについて、あらかじめ口頭又は書面によって、当事者の承諾を得た。

また、(6)で検討した事例については、個人情報特定されないように、事例一覧の記載内容についても、事例の概要を記すにとどめ、本文の引用についても、極力個々の当事者が特定されないように留意した。

第3 調査研究期間における相談支援活動の概要

本調査研究は、第1の「研究の目的」で述べたように、合意形成が困難な事例の支援のあり方や、子どもの受ける影響等を検討することを目的とし、その方法として大きく分けて「事例研究」と当事者に対する具体的な「相談支援」という二つの業務を行い、「相談支援」で得られた情報を、事例研究の素材としても扱うことによって全体としての研究目的に収斂することを目指した。

本章は、その「相談支援」の領域の情報を集計、整理したものである。本調査研究における当事者に対する「相談支援」は、①電話相談、②面接相談、③ADR、④短期援助、⑤親ガイダンス（セミナー・個別相談）である。以下、集計結果から見た各分野の概要を示す。

なお、ADR、短期援助、親ガイダンスについては「第4 研究結果」で詳しく報告するので、本章では概略の集計数字を示すにとどめる。

1 電話相談・面接相談

(1) 相談と援助メニュー

事業期間中の相談業務（平成28年5月15日～29年3月31日）については、電話相談及び面接相談の合計が1168件であり、そのうち電話相談944件、面接相談は224件であった。また、面接相談224件のうち、「かるがも相談室」での相談が144件、セミナー（ミニセミナー含む）後の個別相談が80件であった。

なお、働くひとり親への対応として、土曜日にも電話相談、面接相談、ADRなどを実施したが、思ったほど利用者は多くなかった。短期間の事業であり広報不足の面もあったのではないかとと思われる。

しかし、正味10か月間に、急きょ立ち上げた「かるがも相談室」に1000件近い電話がかかり、200件を超える面接相談の申込みがあったということは、面会交流に関する相談ニーズが決して低くないことを示すものと考えられる。

今回は、相談のほかに、セミナー（ミニセミナーを含む。）、ADR、短期援助等の援助メニューをセットしたため、相談からこれらの援助メニューにつなげていくことができた。中には、電話相談をきっかけにして「父母同席相談」を行い、その結果自分たちで面会交流ができるようになった例や、電話してきた親の希望により子どもとの面接相談を行ったケースもあり、相談から多様な援助メニューへと展開していくことができる「相談・援助モデル」のあり方のヒントが得られたと考える。

(2) 相談内容の概要

以下は、電話相談及び面接相談全体の概要である。相談件数の総数は上記のとおり1168

件であるが、全体の傾向を把握するため、便宜平成29年2月18日までの合計1000件で区切って集計した。このうち電話相談は813件で、面接相談は187件である。以下、集計から見た概要を示す（資料2）。

ア 父母同居中の相談は1000件中23件（うち22件は母親からの相談）と極めて少なく、別居中の相談872件中、同居親からの相談が497件（うち母親460件）、別居親からの相談が375件（うち父親289件）であった（資料2-(1) 以下同じ）。

イ 面会交流の実績については、相談記録に記載があった420件中、実施していないものが（330件79%）、実施しているものが（190件45%）である。

ウ 特筆すべきは、相談者の526件が婚姻中別居状態であり、離婚後の相談は444件であったことである。子どもの面会交流に悩んでいる離婚前の当事者が多いことがうかがえる数字である。

エ 離婚後の相談者422件について見ると、協議離婚175件（41%）、調停離婚201件（48%）、裁判離婚46件（11%）となっており、調停、裁判による離婚後の相談の割合が協議離婚の相談者よりも18%程度多い。このことは、もともと紛争性の高い司法手続を経た事例では、その後も葛藤状況が続いている割合が高いということを示すものであろう。

オ 相談内容（主訴）について見ると、同居親からの相談では、多い順に①安全・安心な条件が整えば会わせたい（23.9%、重複回答をカウント。以下同じ。）②別居親の要求が過剰で困っている（20.1%）、③子どもが別居親に会いたがらない（14.2%）、④別居親に子どもを会わせたくない（9.6%）、⑤感情的に応じられない（7.0%）、⑥面会交流が子どものためになるとは思わない（6.8%）の順であり、その他⑦子どもが別居親と会いたいと言い出した（3.3%）、⑧別居親が子どもに会いたがらない（3.1%）もあった。

また、別居親からの相談では、①子どもに会いたい同居親が拒否している（43.8%）、②面会の具体的方法や取決め方が分からない（12.4%）、③実施しているが条件に不満がある（12.2%）、④話合いの方法が分からない（9.2%）、⑤子どもが会いたがらない（8.3%）、⑥子どもに会うのがよいかどうか迷っている（2.1%）、⑦会っているが子どもがなつかない・接し方が分からない（2.1%）、の順であった。

その他詳しい相談内容等については第4の研究結果で報告する。

2 ADR

受理件数は、東京ファミリー相談室3件、大阪ファミリー相談室13件、名古屋ファミリー相談室1件である。内3件（各相談室1件）は不応諾又は取下げで終了している。事例の具体的な内容は、「第4-6 ADR及び短期援助の実施から見た合意形成支援のあり方」及び資料3「ADR事例一覧」のとおりである。

大阪ファミリー相談室の件数が比較的多かったが、これは、既に面会交流の援助を実施中の父母に対して、「援助」を卒業して自分たちでできるための合意形成を支援するという目的でADRにつなげたからである。

当初は予定していなかった支援類型であるが、援助機関によって援助を受けながら実施している事例は、多かれ少なかれ、円滑な実施についての合意が不十分だった経緯を有しており、援助を受けて実施してみた経験をもとに、本当に納得のいく合意に一步をすすめて援助の終局を目指すというADRも今後のあり方として十分に考えられることが分かった。

なお、ADRの利用については、二人の調停人に加え、子どもの託児、待機や事務担当者の配置など費用がかかることから、費用負担が当事者の利用促進の大きなネックになると考えられた。

3 短期援助

本調査研究においては2回に限定した面会交流の援助を実施した。当初本事業の実施計画書では「試行的面会交流」という用語を使用していた（「事業実施計画書」5～6頁）が、「試行的面会交流」という用語は、一般に、家庭裁判所（以下「家裁」という。）において、調停又は審判の手続過程の中で、当事者間の合意形成や審判決定に資するために試行的に実施される面会交流を指して言うものであり、その経緯や結果を踏まえて家裁での合意形成や審判決定が行われる性質のものであって、既に一定の合意があることを前提に行われる援助（調停や審判で決まった面会交流の実施）は短期間であっても実施主体も目的も異なるため、今回の事業実施に当たっては「短期援助」という用語を用いることにしたものである。

今回実施したのは1事例2回まで（本事業の枠組で実施した事例については当事者負担は無料とした。）の付添い型援助であり、本調査研究期間内の実施件数は16件であった。

短期援助においても、今回の事業の枠組で当事者に費用負担がなかったこと、及び2回に限定したことが、援助を活用する動機付けになったものと思われる。

今回の短期援助に関する具体的な内容や課題については、「第4-6 ADR及び面会交流短期援助の実施からみた合意形成支援のあり方」及び資料4の「短期援助事例一覧」のとおりである。

4 セミナー（ミニセミナーを含む）

子どもと別居親との交流に悩む父母や関係者を対象に面会交流の実施に向けた親ガイド（セミナー）を行った。開催場所は、全国6都市、東京（2回）、大阪、名古屋、広島、福岡、新潟のFPIC各相談室の協力のもとに計7回開催し、参加者は合計154人であっ

た。

また、東京におけるミニセミナー（参加人員8名限度）は、毎月2回（1月と8月は1回）計18回開催し、参加者は115人であった。

セミナーの内容は、地域により若干の修正はあるが、テキストはいずれも本調査研究のために作成したオリジナルの「子どもからのお願い」を用いた。この子ども目線で作成したテキストは参加者の父母に強い印象を与え、当事者参加型、経験交流型のグループワークが親ガイダンスの方法として極めて有効であるという手応えを得た。

詳細な内容、課題については、本報告書の「第4の7 親ガイダンスのあり方に関する課題及び留意事項」で述べる。

第4 研究結果

本項では、この調査研究の基本的な目的である面会交流における父母間の合意形成が困難な場合における支援や援助の方法、父母間に合意がない場合における子どもが受ける影響等以下の8項目について検討した結果を報告する。

- 1 父母間の合意形成を阻害する要因－その類型及び支援上の留意点
- 2 父母間の合意形成の方法－その類型及び支援上の留意点
- 3 弁護士による合意形成の支援のあり方と課題
- 4 父母間の合意形成が困難な場合における子の受ける影響
- 5 面会交流援助に求められる技法及び援助者の育成・訓練
- 6 ADR 及び短期援助の実施から見た合意形成支援のあり方
- 7 親ガイダンスのあり方に関する課題及び留意事項
- 8 合意形成支援及び面会交流援助過程における関係機関の連携について

このうち、1～5までは、本研究のメインストリームである、計12回にわたる事例研究会での分析検討を整理したものである。

6は、本研究期間に行ったADR17件、短期援助事例16件から見てきたことを整理したものである。

7は、本研究期間に全国6地域で計7回開催したセミナー及び東京の「かるがも相談室」で実施した計18回の「ミニセミナー」を踏まえて考察したものである。

8は本研究を通じて浮かび上がってきた、合意形成支援から面会交流実施の援助過程に至る間における関係機関の連携のあり方について検討した結果を記したものである。

次に1と2を区別して整理した検討過程について触れておく。事例研究会においては、与えられたテーマである「合意形成が困難な場合」について、当初一元的な基準による類型化を試みたが、類型化の枠組み又は分類基準については、合意形成を阻害する要因による類型化が可能である一方、任意の協議による合意から、調停（民間型ADR調停を含む。）による合意、さらに進んで任意の合意が得られずに審判や裁判で決定されて面会交流が実施される場合（これは、厳密に言えば任意の合意形成のない事例といってもよい。）など、一口に合意形成と言っても、その方法によって支援や援助のあり方が異なることに着目し、この二つを分けることによって、類型化がやりやすくなり、支援や援助のあり方の分析整理も分かりやすくなると考えた。

また、3については、今回の研究員に5人の弁護士が参加し、弁護士代理人が関わった事例を中心に代理人弁護士としてどのような合意形成支援が可能かという視点に立った共同討議を行うことができたため、別に1項を立てて報告論述した。

なお、引用した事例は、事例研究会に検討の素材として提出された「合意形成が困難で

あった事例、本心からは合意していないものの外形的な合意がある事例、審判等によってやむなく合意した事例」であるが、事例の概要は個人情報保護の観点から、別添資料の事例一覧表におおまかな事例の特徴のみを掲げるにとどめ、本文では各文末に【事例番号】のみを示した。また、事例に関する内容は、合意形成が困難であった理由や実情に焦点を当て、事例全体の詳細については極力省略して記述した。

事例研究会で検討した事例は、調査研究期間内に相談や援助を実施した事例だけではなく、研究期間以前からFPICにおいて継続して援助している事例や、既に援助が終了した事例の中からも、「合意形成支援」のあり方を研究する素材としてふさわしい事例を検討対象とした。報告された25の事例以外にも関連して報告された事例については【相談事例】として補足的に紹介した。

1 父母間の合意形成を阻害する要因—その類型及び支援上の留意点

父母間の合意形成を阻害する要因として、本調査研究では(1)父母の双方又は一方に子どもとの面会交流に対する意欲が乏しい場合、(2)父母の一方に面会交流に対する強い抵抗感や相手への不信がある場合、(3)面会交流の具体的な方法について合意ができない場合、(4)子どもの拒否が主たる理由になっている場合、(5)父母以外の家族内の第三者の意見が合意を妨げている場合、(6)父母間に離婚に関する争いが根強い場合、(7)養育費等経済的な問題によって面会交流の合意ができない場合、の7類型に分類して、それぞれの類型ごとに支援上の留意点を検討した。

(1) 父母の双方又は一方に子どもとの面会交流に対する意欲が乏しい場合

ア 面会交流の合意に至らない一般事例

面会交流の調停申立てが急増している一方で、離婚全体の9割を占める協議離婚については、離婚時に面会交流の取決めをしたとする夫婦の割合は23.7%（平成23年度全国母子世帯等調査）に過ぎない。平成24年以降、離婚届用紙に面会交流及び養育費の取決めをしたかどうかをチェックする欄が設けられ、平成27年度に面会交流の取決めをしたとチェックした夫婦は63%となっている。

母子世帯等調査の結果と離婚届用紙へのチェック欄の統計とでは40%の差があるが、統計の時期も方法も異なるため、その実態は明らかとはいえない。しかし、養育費に関する取決めにおいても同様の実情があり、離婚しても養育費を支払わず、また子どもと会っていない父親が相当割合存在するという実態が推測される。

ある父親は、養育費の支払いを免れようとして、家業を継ぐ自分が親権者になるか、妻が親権者になって面会交流はもちろん父子の関係を一切絶って家業を継がないとの二者択一を主張する【相談事例】。一方、別の父親は「離婚後は妻子とは縁を切って人生をリセットしたい。実家の経済的支援を受けている妻子には、養育費は必

要ないだろう。相手と連絡を取らなくてはならない面会交流も求めるつもりはない。」という【相談事例】。

このように、「家」の継承とからめて子どもと簡単に断絶し、それを当然のことと考える別居親もいる。人口動態統計によれば、嫡出でない子どもは昭和55年の0.80%を境に増加に転じ、平成27年には2.29%に達している。親や子どもに対する支援制度の整った北欧やフランスの50%前後に比べれば極めて低いが、50人に一人が非婚夫婦の子どもということになり、その中には認知のない子どももいる。

父母双方に離婚後の親子の面会交流に意欲が乏しい場合は、面会交流についての協議がないまま、子どもは一方の親と離別していくことになる。父親に子どもへの関心が乏しい場合、あるいは母親が父親とはどんなことがあっても関わりを持ちたくないと考え、父親の方もそれでよしとしている場合には、そもそも調停や相談の場に現れないことになるから、これを合意形成困難な類型とすることには無理があるかも知れない。しかし、子どもの視点に立てば、子のある夫婦の離婚の相当割合を占める、父母の一方又は双方が面会交流の実施に意欲を持たない事例を、当事者支援の対象として、潜在化しているニーズを掘り起こしていくという対策が必要になるのではないだろうか。

イ 意欲が乏しいまま面会交流の合意をする場合

父母の一方の意欲が乏しくても、他方の意欲が強い場合には、司法手続きを利用して合意形成を図ることができる。最近では、同居親の方から子どもの最善の利益を考慮して、別居親に対して面会交流の調停を申し立てる事例も出てきている。この場合、司法手続の中で、子どもとの面会交流に消極的な別居親に面会交流の意義を伝え、合意形成を後押しすることができる。しかし、このような場合、仮に同意が成立したとしても、直接強制することはできない。

一般的には、面会交流の意欲が強い別居親が、司法手続きによる紛争解決を求める場合が多い¹。家裁では、調停委員会、家庭裁判所調査官（以下「家裁調査官」という。）から、合意に向けての働き掛けが行われるが、同居親の意欲を十分に引き出すことが困難な場合もある。

ある同居親（母）は、子どもとともに別居して婚姻費用分担と離婚の調停を申し立てたところ、別居親（父）から面会交流調停を申し立てられた。母親は婚姻費用と引換えに面会交流を求められたと思い、婚姻費用の調停を取り下げた。母親は家裁での試行的面会交流も拒否し、月1回、第三者機関による援助を利用しての面会交流を命じた審判にも納得せず抗告した。抗告は棄却され、代理人間の協議により、FPICの利用による面会交流初回実施日に協議離婚が成立した。付添い型援助による第1回面会交流は実施されたが、父親の性向に対する母親の嫌悪感、不信感が強く、結局母親

¹ 棚瀬一代『離婚で壊れる子どもたち』光文社 2010

の意欲は高まらないまま面会交流は継続できなかった【事例5】。

別居当初、自分たちで面会交流を実施していたある同居親（母）は、離婚調停不成立後に別居親（父）が面会交流調停を申し立てると、それまで任意で実施していた面会交流を止め、離婚訴訟に進んだ。その後離婚に関する和解の中で、養育費、面会交流について合意し、1年間は第三者機関の援助により面会交流は続いたが、母親の意欲が低下し、援助を断ったため面会交流は中断した。母親は、養育費の金額、面会交流の頻度についての和解内容に納得しておらず、子どもの成長のために必要という理念だけでは意欲を湧き立たせることができなかった【事例6】。

離婚成立の過程で養育費等他の取決め事項との交換条件のような形で面会交流の実施に合意する事例は少なくない。弁護士や裁判所の助言を受けて第三者機関の事前相談には来るが、いざ援助を始めようとする「裁判所で無理しなくてもよいといわれた。」「子どもの体調を優先してよいといわれた。」等、独自の解釈を述べ、結局は連絡も取れなくなる同居親は少なくない。

(2) 父母の一方に面会交流に対する強い抵抗感や相手への不信がある場合

合意形成が困難な類型としては最も中核的な類型であるが、本項ではこの類型について更に次の3パターンに分類して考察した。

- ア 相手の性格、行動傾向が子どもに与える影響を理由としている場合
- イ 根深い相手への怒り、恨みから相手との断絶を望む場合
- ウ DV 主張が問題となる場合

ア 相手の性格、行動傾向が子どもに与える影響を理由としている場合

離婚原因となった別居親の問題ある性格や行動、同居親への悪口や同居親の監護方針を無視するなどの言動により子どもが悪影響を受けるとして、面会交流を拒否する同居親は少なくない。同居親は、自分一人でもしっかり子育てできる、あんな親は必要ないと思いがちだが、親の実像を知らないで育つ子どもの苦悩は同居親の想像以上のものがある。実像を知らないで育てば、別居親を理想化しすぎたり、また、極度に悪人視したりして思春期の自我形成に歪みを生じさせることもある。面会交流を続けていれば別居親から同居親の悪口を聞いたり、別居親の問題行動に触れるなどして一時的に動揺することもあるが、多くは別居親を反面教師として乗り越え、よりたくましく育っていく。合意形成の支援に当たる際には、同居親が子どもの成長していく力を信頼して揺れ動かないことが大切であることを理解してもらう必要がある。もちろん現実に面会交流実施時に具体的な問題を起こす別居親もいる。事前の打合せもなしに高額なゲーム等を買って同居親の養育方針を侵害する、時間的にルーズで面会時間の約束が守れない、面会交流中に飲酒するなど子どもの「安全」を脅かす別居親もある【事例13】。このような問題を生じさせないためには合意形成支援の段階で、

面会交流の具体的場面を想定した助言が不可欠である。第三者機関が関与する場合は、面会交流のルールの遵守を徹底すれば、継続実施が可能な場合が多い。しかし、同居親が別居親の特異な性的嗜好、精神病理的背景に極度な嫌悪感、不信感を持つ場合、別居親が同居親の強い不信感の原因を認め、自ら治療を受けて、同居親の不安を払しょくするという可能性は低いため、第三者機関としても援助を開始することは難しい【事例5】。

イ 根深い相手への怒り、恨み等から相手との断絶を望む場合

不貞や浪費等別居親の明らかな責任で破たんに至ったと同居親が確信している場合は、相手との関わりを持つことに耐えられないと、面会交流に強い拒否を示す同居親は少なくなく、その感情は長引く。子どものためには離別後の平穏な生活こそ不可欠と考え、相手との関わりを拒否することにこだわる。一般に離婚によるトラウマの克服には通常でも2～3年かかるといわれるが、不本意な離婚の場合、トラウマの克服は容易ではなく、特に、不幸な生い立ちなどから、同居親自身が愛着障害を抱えているような場合は、一層相手と関わりを持つことは耐えられないと感じられるため、面会交流を拒否する感情は解消されにくい【事例10】。したがって、面会交流の合意ができて、心底納得していないので、実施段階で相手への怒りの感情が再燃し、実施は中断されることが多い。実際に相手から何かをされるということはないにもかかわらず、自分の生活に相手が侵入してくるという感覚が消えないため、自力実施（面会交流を自分たちで連絡をとりあって実施すること。以下同じ。）は困難で、第三者機関の援助が必要な場合が多い。援助者は、同居親の心情を軽視せず、そのトラウマからの回復過程にじっくりと付き合う覚悟が必要である。

ウ DV 主張が問題となる場合

別居親からのDVが面会交流を拒否する理由とされる場合でも、子どもに対する具体的な暴力の可能性まで言及する同居親は少ない。しかし、子どもが成長して自己主張をするようになったときに別居親から被害を受けるのではないかと心配する同居親は多い。些細なことで激高したり常に高圧的言動をとる別居親への対応を嫌い、絶対に顔を会わせたくないという同居親は、第三者機関の援助により、何とか面会交流の開始にこぎ着けたとしても、子どもを同道する際の表情には、抵抗感を超えて強い恐怖心が表れていることが多い。このような場合、子どももそれを敏感に感じ取り、不安定になることが多い。

(ア) DV の背景

離婚紛争では、身体的DVがなくても、ほとんどすべての父母や子どもは、ことばのDVによる心理的傷つきを負い、双方にDV被害の訴えがある。また、被害と加害の認識のずれが根深く、面会交流の合意形成場面では、一方はDVの存在と保護のための援助の保証を求め、他方はDVはなかったし、援助もいらないと主張することが多い。互いに調整者や援助者を味方につけて自己の主張の正当性の確認

を求め、自分に都合の良い援助条件にこだわり、対応を誤れば援助者がトラブルに巻き込まれる危険がある。

DVの存否にかかわる相互不信は根強いが、DVの主張があっても、第三者機関の援助が適切に行われれば、面会交流の実施は可能である。大切なのは、離婚紛争では子どもに対しては父母双方ともに加害者であることを認識し、子どもへの謝罪を形にあらわすことである。安全、安心な形での面会交流が実現し、父母がともに子どもの成長を実感するなかで、相互不信が和らぎ、DV主張が終息していく事例もある【援助事例1】。

(イ) 典型事例とその対応

DV主張のある事案での父母の対応、実施上の問題点について、次の4類型に分けて整理した。実際の事例では①から④までの要素が絡み合っているが、合意形成を困難にしている主たる理由に着目して分類してみた。

- ① 別居親が感情的になりやすく、すぐに行動を起こす傾向がある場合
- ② 別居親がDV否定に固執する場合
- ③ 同居親がDV被害体験（PTSD）から回復できない場合
- ④ 極端なジェンダーバイアスがみられる場合

① 別居親が感情的になりやすく、すぐに行動を起こす傾向がある場合

こういう特徴のある事例では、夫婦の一方が明らかに暴力や暴言があったことを認めていることが多く、加害者としての自覚にも至りやすい。したがって、第三者の助言、調整も比較的受け入れやすく、離婚問題等が解決して日常生活上相手との関わりがなくなるにつれ、DV（があったこと）に対する主張も沈静化する傾向がある。

ある父親は、母親の家計管理への不満から、激しい暴言、暴力沙汰を起こしたが、言い訳をしつつも暴力を認め、離婚協議と並行して第三者機関援助による面会交流に同意した。父親に加害の認識があったことや父子関係が悪くなかったことから母親も面会交流実施に納得した。この事例では、学童期後半の子どもが父親とよい関係を築くことができたため早い時期に自分たちでできるようになった【相談事例】。

また、離婚自体に納得できていない別居親が、第三者の援助を受けて面会交流を実施している途中で、自分の思い通りにならないことにフラストレーションを募らせて暴力的言動を繰り返す場合がある。そのような場合でも援助者が別居親の言動に一喜一憂せず淡々と接しているうちに父母双方が気持ちを落ち着かせ、穏やかな面会交流実施ができる場合も少なくない【相談事例】。

このように、特にDVがあったと主張される別居親が感情的になりやすくすぐに行動に出てしまう傾向がある場合、合意形成の場では、思い込みや思い違いを

しないよう、面会交流の具体的な方法やルール、目標や期間などのプログラムを明確に示す助言が不可欠である。援助機関が関わる時は、一層の現実的な目標設定、分かりやすい明確な指導、初期段階のきめ細かい対応が不可欠である。別居親が感情的で爆発しやすく、同居親もそれを誘発しやすい傾向がある点に注意を払う必要がある【事例7】【事例13】。

② 別居親がDV否定に固執する場合

別居親（父）が同居親（母）によるDV主張は濡れ衣であるという主張に固執し、面会交流の実施と頻度や時間などの条件の拡大を自己の正当性の証明として考えているのではないかと思われる場合がある。このタイプの別居親の場合、しばしば肥大した自己イメージと過剰な支配傾向が目立ち、同居親への評価が極度に低いことが特徴的である。親権を巡る争いを伴い、子どもを取り込むために同居親にストーカー的に攻撃を繰り返すこともある【事例21】。このような事例では、援助開始後も、思うようにならない気持ちを援助機関にぶつけ、援助者を激しく攻撃したりする。

父子関係は良好だったが、別居親が激しく同居親の親としての不適格性を主張して関係機関を巻き込んだ紛争にまで発展したため、せっかくの面会交流が中断してしまった例もある【事例16】。

ただ、このような場合でも、援助者が別居親の、子どもに会いたいという思いにまっすぐ焦点を当て、少々の攻撃にもぶれない対応を続ければ、面会交流が曲りなりにでも継続実施でき、DV問題の主張が終息する場合がある。

援助開始当初、第三者機関に対する攻撃が激しかったある事例では、援助者がDV問題の主張には深入りせず、過去を振り返らず、別居親（父）にその時々の子どもへの上手な対応を評価するなど、子褒め、親褒めを惜しまなかったことから面会交流が継続した【事例1】。

別居親が、同居親のDVの主張に対する反論にこだわりすぎると、同居親の硬化を招く結果となる。逆に、別居親が子どもとの面会を優先し、DV主張への反論を取めると、同居親の構えも和らいでいくことが多いのが実情である。

同居親は、同居中の被害体験から自信を持てなくなっていることが多く、やむを得ず面会交流実施を受け入れている場合が多い。このような同居親に対しては、親としてのいま現在の子育てをしっかりとサポートし、自信と自尊心の回復を促していく働き掛けが必要となる。

③ 同居親（母）がDV被害体験（PTSD）から回復できない場合

同居親（母）のDV体験からの回復（DV体験にとらわれなくなること）と面会交流の円滑な実施は同時並行的に進む。

一般に、離婚理由や面会交流拒否の理由をDV被害とする同居親にとっては、元のDV行為が重大な場合だけに限らず、DVの被害の程度について、診断書の

有無やその内容という客観的事実を超えて、DVを受けたという主観的事実の存在が非常に大きく、乗り越えるのは容易ではない。この場合、面会交流の自力実施は困難で、第三者機関の利用を前提にした調停や審判に基づいて面会交流が始まるのがほとんどである。同居親は、養育費が支払われなくなることや別居親が現在の生活環境へ侵襲してくる恐れなどから、やむなく面会交流は応諾するものの、「司法手続き過程では自分の主張は拒否された、自分の気持ちは誰にも受け容れてもらえない。」という不信感が強く、援助機関にも警戒感を崩さないことが多い【事例9】。

このような同居親への初期段階での対応の原則は、安全と安心の提供、父母の接近や遭遇の回避であり、FPICでも、援助の初期には安全と安心の提供を最優先にしている。多くの同居親は、不安や恐怖を抱えながらも面会交流に足を運び続けるが、想像していた恐怖や恐れていたことと、それが実際には起こらなかったという現実との区別ができるようになり、「現実の安全」に慣れて、恐怖感や不安感が薄らいでいくことが多い。この一種のPTSDのエクスポージャー療法²が受け入れられれば、同居親の不安感や恐怖感からの回復は比較的早く、同居親が安定すれば子どもも連動的に安定していくことになる【事例14】。

しかし、何とか援助が開始しても、些細なことがきっかけで、同居親がトラウマを増幅させ、中断することも少なくない。やっと実施できても、別居親に対する根深い不信に巻き込まれた子どもと別居親の関係は深まらず、援助者が対応に苦慮することがある【事例10】。

学童期前半の子どもが、明らかに母を守るためと見える父親に対する激しい攻撃的行動をとったある事例では、同居親（母）が精神的に不安定でふさぎ込む日が多く、また親族等からも孤立し、閉ざされた生活環境の中で母子密着の関係が進んでいた。子どもの父親に対する拒否があまりにも強く、このままでは子ども自身に精神的な問題が発症する恐れもあるので、やむなく援助中断に至った【相談事例】。

また、ある母親は、別居親（父）にDVがあったことを認めさせることにこだわり続け、ひたすら過去の屈辱感の世界を持ち続けた。この事例では面会交流を続ければ続けるほど子どもが不安定となっていき、ついには面会が途絶える結果となった【事例2】。

上記の事例のような母子を支え、トラウマからの回復を促すためには、援助機関だけの対応には限界がある。面会交流に理解のある専門の治療専門機関につなぐこととそれを支える制度が必要である。また、自助グループ、DV被害者グループでの情報交換や体験の語り合いが有効と思われる事例もある。

² エドナ・B・フォア他『PTSDの持続的エクスポージャー療法』星和書房 2009

④ 極端なジェンダーバイアスがみられる場合

数は多くないが、別居親が同居親に対する極端に低い評価を持ち、日常的に暴言・力が繰り返されている場合がある。極端な家族主義的な思い込みやジェンダーバイアスに支配されているとみられるタイプである。

このタイプでは、血縁への執着からか、表面上の父親の子どもへの対応は良好で父子関係は悪くないため、別居親の要求が過度になりがちである。一方、同居親は、別居親の行動化の恐れを食い止める歯止めとしての面会交流に妥協的に合意することもある。このような場合、合意形成の支援に当たっては、実施条件が子どもの負担になってはいないか、注意深く検討する必要がある。

また、援助場面では、別居親は事あるごとに相手への支配や優越性の確認を求め、多くの子どもは父の前では「よい子」として振る舞うが、同居親の不安が継続しているため、子どもの負担が限界にきて中断することもある。援助に当たっては、子どもの状況を注意深く見守り、強い枠組の設定を堅持し続けるなど慎重な対応が必要である。

(ウ) その他、DV 主張のある事例で留意すべき事項

① 情報秘匿（タブー）について

子どもに強いタブーを持たせることは、面会場面での親子の自由な関わりを阻害し、子どもに新たな苦痛を背負わせることになる。一方、DV 問題のある事例では、同居親の生活情報の秘匿要請は強く、保護施設の要請で偽名を使う場合もある。FPIC は事前相談で、別居親に、「子どもへの生活状況を探る質問をすることは、子どもを困らせ、面会拒否になりかねない。」「母子の生活状況の探索行動は FPIC の援助中止条件である。」と説明し、別居親の行動の抑制を図り、同居親には、別居親への対応方針を伝え、不安を緩和している。しかし、実際には面会場面での子どもの発言をもとに住居を探索した事例はない。情報の秘匿は、現実的不安というより、面会親への恐怖感、嫌悪感から生活の実態を知られたくない感情に由来し、面会交流の円滑な実施が進むに従い薄まることが多い。援助者は、同居親の心情の回復を見守り、過剰な対応にならないようにする姿勢が必要である。

② DV 問題のある父母間の子ども

かなりの事例で、子どもは加害者である別居親に予想外に親和的な対応をすることがあり、別居親がそのことを正当性の証のように主張することがある。それらの事例では、別居親は、同居中に同居親を否定する言動の一方で、子どもに向けては良い親を演じ、子どもも父母間の力関係に敏感に反応し、強い別居親に親和的に対応してきたことが読み取れる場合がある³。このような場合、同居親は、

³ ジュディス・コーエン著、白川美也子他監訳『子どものトラウマと悲嘆の治療』金剛出版 2014

子どもと別居親の親密な交流の再開は自己の存立を脅かすものと思え、面会交流に消極的になりがちである。別居親と子どもとの関係が良好と見えるにもかかわらず、円滑な実施が進まない事例では、この点を疑う必要がある。親褒め、子褒めで、同居親の子育ての労をねぎらい、同居親の親子関係の健全性を評価することで親としての自信を補強すると、同居親は安心感を回復することができる。

③ 加害者としての別居親像の修正の困難

別居親は、子どもの過剰な不安感、恐怖心、嫌悪感を同居親の吹込み、刷り込みであると主張することがある。該当例が多々あるのは事実であり、別居親像の悪いイメージを強化している場合があることは否定できない。同時に、子ども本人の「目撃被害」についても、修正や塗り替えの機会を逸したままの記憶を修正することは難しい。友田明美⁴は、両親の紛争、DVの面前目撃・暴露という経験が脳機能にまで及ぶ影響の深刻さを指摘している。面会交流は開始にこぎつけたとしても、1回限りになることが多い。このような子どもにとっては、別居親との面会の強要より、カウンセリングあるいはグループワーク等が優先課題であろう。子どもが抱えている葛藤から解放され、将来にわたる安心感の獲得が必要と思われるからである。

(3) 面会交流の具体的な方法について合意ができない場合

面会交流の具体的な方法について合意が必要となる事項としては、面会交流の頻度（回数）、子どもの受渡しの方法、実施場所、時間、同居親の立会い、宿泊の可否等の外形的な約束のほか、相手の悪口を言わない、相手の様子を子どもから聞き出そうとしない、高価なプレゼントはしない、写真やビデオ等の可否などの面会交流の内容についての約束がある⁵。

調停では多くの場合、回数や時間等面会交流の具体的な方法について、必ずしも細かい取決めはせずに、ある程度当事者の自主的な協議にゆだねることとする調停調書（条項）が作成されることが少なくない。

平成25年3月の最高裁判決においても面会交流の方法についての具体的な取決めについて、それに違背した場合に間接強制ができるためには、面会交流の日時又は頻度、各回の面会交流の時間の長さ、子どもの引渡しの方法等が具体的に定められているなどの取決めがされていることが前提となるとされたが、その判決の中でも、「面会交流は柔軟に対応することができる条項に基づき監護親と非監護親との協力の下で実施されることが望ましい。」⁶とされている。

しかし、今回検討した事例の中には、面会交流を行うこと自体については合意があるも

⁴ 友田明美『いやされない傷 児童虐待と傷ついていく脳』診断と治療社 2006

⁵ FPICでは、「面会交流を円滑に実施するためのルール」(FPICルール)をパンフレットにして当事者(父母)に渡し、父母双方がこれを順守することを援助契約の条件としている(「面会交流援助の案内」FPICホームページ)。

⁶ 面会交流の間接強制に関する3件の最高裁決定(平成25年3月28日)

の、具体的な方法の取決めをめぐって様々な問題が生じているものがある。

ア 面会交流の頻度に関する意見の食い違いがある場合

同居親（母）の代理人から依頼のあった事例であるが、調停での合意内容はFPICの援助を2回だけ実施した後は、基本的には自分たちだけで実施するというものであった。しかし、事前相談の際に同居親（母）は、幼児期前半の子どもに付き添う形の面会交流を希望し、回数は3～4か月に1回、第三者機関の援助は費用負担の点から連絡調整型2回だけにしたいと要望し、一方、別居親（父）は、FPICの援助に強い抵抗感を示し、回数も1～2か月に1回を主張した【事例15】。

このような場合、援助機関が面会交流の回数についての合意の斡旋をすることになれば、援助機関は当事者の紛争に巻き込まれることになり、当事者双方に対する公平な援助ができなくなる結果を招くおそれが強い。

面会交流実施の援助機関は合意形成の支援ではなく、調停や当事者間の任意の協議等で面会交流の基本的な方法について合意が成立しているものについて、その円滑な実施を援助するのが原則である。この事例についてもFPICは調停での合意がある「2回限りの短期援助」だけを実施したが、その間、両者に歩み寄りがなく、面会の場に立ちあった母親と父親との間にトラブルが生じたことなどから、結局中断に至った。母親から父親のDVについての主張があるなど、もともと紛争性の高い事例であったが、家裁の調停での合意内容が父親の強い主張に引きずられて成立した節がうかがわれ、面会交流の実施方法もFPICの援助ルールとのずれが大きかったことなどが中断に至った理由である。

頻度については、「月1回程度」という調停の合意がある場合に、当事者双方が自分の希望に沿った解釈をする傾向があり、月1回程度というのを一方では月1、2回の合意であると主張し、他方は1、2か月に1回程度であると主張することもある【事例14】。

このような頻度についての事後の争いを生じさせないためには、当事者間の合意形成のプロセスにおいて、実施上予想される紛争や主張を十分に踏まえた合意形成を支援することが望まれる。

イ 面会交流の時間に関する意見の食い違いがある場合

また、調停で合意した月2回、1回10時間という面会交流を自分たちで実施していたが、途中で、同居親（母）から再調停の申立てが出され、結局審判に移行した結果、月1回、1回当たり7時間、FPICの受渡し型（子どもを引き取り、相手方の下に連れて行き、帰りの時間に子どもを迎えに行くという、送迎時のみ援助する方法）という決定が出された事例がある【事例19】。

この事例では、結局子どもが別居親（父）との7時間の面会に耐えられず、そのことを同居親（母）のせいであると怒った父親からの申出により、面会交流は中断する結果となった。この事例においては、当初から学童期前半の子ども二人のうち、長子

に父との面会交流に対する抵抗感が強かったことがうかがわれ、再調停の段階で子どもの意向を尊重した会い方について父母の共通認識が得られたら、もう少し円滑にできたのではないかと考えられた。

ウ 同居親が面会交流場面に同席するという合意がある場合

審判で、同居親（母）が学童期後半の長子と同席することが面会交流の条件として指示された事例がある【事例12】。

この事例では、3年間父親と子どもが会っていなかったこともあり、母と子どもの心理的な結びつきが強く、子どもが父親と会うことに強い不安を示していたことが背景事情にあったために、このような決定になったものと思われた。しかし、やはり、このような状況の下での面会交流では、子どもが父親に心を開くようになることは困難であり、援助者の働き掛けも困難で、結局中断に至った。

援助機関としては、家裁の合意内容の通りには援助できない場合、事前相談において、合意内容の一部について、援助可能な内容への変更や修正を求めることもある。この場合、どうしてもそれが受け入れられない当事者の場合は、援助契約の締結に至らない場合もある。面会交流の具体的な方法について双方が本当に納得のいく合意ではなかったときに、それが実施場面での紛争の再燃につながるものが少なくない。これを防ぐためには、第三者機関が援助する場合であっても事前相談などで双方が納得のいく話し合いをしておく必要がある。

援助を開始する段階で、面会交流の方法について一定の合意ができれば、その後の関係の進展に伴い、子どもとの交流が深まっていくにつれて、個々の事例にふさわしい回数や時間、場所等が別居親にも了解され、同居親が安心して送り出すことができる合意が生まれてくるものである。特に、宿泊を伴う面会交流については、別居親の強い要望を容れて具体的な時期や日数を決めたとしても、子どもが心からその条件を受け容れる心身の状況になるような安全感、安心感が醸成されることによって、その実現が可能になっていくものである。このように面会交流は子の成長や環境の安定を、時間をかけて作っていくものであることを理解しておくことが何よりも必要となる。

(4) 子の拒否が主たる理由となっている場合

面会交流の話し合いを進める中で、同居親が子の拒否を主張して合意形成が進まなくなる事例は数多く目にするところである。また、面会交流を実施中に、同居親から同様の主張が出され、新たな合意形成の必要が生じることもしばしば目にするところである。同居親が子の拒否を主張する場合には、子どもが別居親との面会を嫌がっている、会いたくないと言っているなど、子の明示的な拒否を理由としている場合と、別居して新しい環境に子どもが馴染んでおらず面会ができる状況にない、別居親と合わせると子どもが不安定になる恐れがあるので応じられないなど、子の心身面への悪影響を心配している場合とがあ

る。

こうした同居親の主張に対して、別居親からは、子どもがそんなことを言うはずはない、同居親が子どもに言い含めて言わせているのではないか、子どもの心身が不安定なのは同居親の監護に問題があるからではないかなどの反論が出されがちであり、これに反発する同居親との間で紛争が拡大し不信感が増幅し、合意形成が困難となるパターンが多い。

以下、実際の援助事例の分析を踏まえて、子が明示的に拒否している場合と、子の心身が不安定な状態にあることが理由となっている場合とに分けて、子の発達段階に沿いながら実情と支援上の留意点について検討する。

ア 子が明示的に拒否している場合

(ア) 乳児期・幼児期前半（0歳～3歳）

この時期の子どもは、言語化能力が発達しておらず、仮に別居親との面会に否定的な言葉を発したとしても、いわゆる「イヤイヤ期」（第一反抗期。2～3歳前後に、自立への第一歩として周囲の大人に対して反抗が著しくなる時期）に特徴的に見られる発言である場合と、同居親が面会交流に消極的な姿勢であることに影響を受けた結果としての発言の場合とが考えられる。いずれにしても、この時期は同居親の影響を強く受ける時期であり、面会交流の成否は、同居親が面会交流にどの程度積極的になれるかにかかっているとよい。また、仮に子どもに拒否的な発言が見られたとしても、同居親が面会交流の意義を理解し積極的に実施を促すことで、子どもが面会交流に前向きになることも少なくない。

同居親（母）が生後5か月のA男を連れて別居し、その後、別居中は自分たちで何とか面会交流を続けていたが、協議離婚後母が子どもを会わせなくなったことに父が憤慨し紛争が激化した。この間、A男には、保育園での甘えや夜泣きなどの身体症状が表れ、成長への影響が懸念された。2歳時から付添い型面会交流が始まり、その後継続して援助が行われている【事例1】。

この事例では、当初同居親（母）は面会交流に消極的だった。A男の心身の不調や面会交流への拒否的な発言は、環境の変化による影響も考えられるが、同居親の面会交流に対する姿勢が影響していた部分が大きいと考えられる。面会交流が継続する中で、援助者が同居親（母）及び別居親（父）に、面会の意義や交流方法について粘り強く助言を行った結果、同居親（母）は次第にA男が面会交流を楽しんでいることを認めるようになり、別居親（父）からは、同居親（母）に対するいたわりの言葉が出るようになった。対立関係にある父母に対する親ガイダンスの有効性を示す事例である。

同居親（母）が生後間もないB男を連れて別居し、翌年面会交流調停の成立を受けてFPICの援助が開始した。最初の短期援助は、1回の付添い型援助を実施後、同居親（母）の拒否により中断した。翌年再調停が成立し、月1回の付添い型援助

を再開したが、B男の体調不良を理由に何度かの実施後再び中断、翌年再度の調停成立を踏まえて2か月に1回の付添い型援助を再開し、その後約2年間継続したが、B男が会うのを嫌がっているとの理由で現在は中断している【事例2】。

この事例では、同居親（母）が面会交流に消極的で、調停での取決めに後押しされて面会交流を再開するものの、B男の不安定な心身の状態や発言が面会中止の主たる理由になっている。同居親（母）は、実家への依存が強く感情的になりやすい性格傾向が認められ、別居親（父）も、B男の発言に対して同じように声を荒げて応答する人だった。このため、父にも母にも面会交流の意義をじっくり考えてもらうことが困難な事例だった。

(イ) 幼児期後半（～6歳）

幼児期後半になると、ある程度の言語化が可能となり、別居親と面会することについて、子どもがはっきりと拒否的な言葉を発することが増えてくる。この時期の子どもが、面会交流に拒否的な発言をする理由は、幼児期前半で述べた「イヤイヤ期」の継続や同居親からの影響が主な理由として考えられ、幼児期前半と同様、同居親が面会交流の意義を理解し積極的に実施を促すことで、子どもは比較的容易に面会交流に前向きになる。なお、「イヤイヤ期」に見られる拒否的言動は、子どもの発達過程で生じる一時的なものであり、同居親との愛着形成が十分にできることによってやがて影を潜めるものだと言われている。同居親が面会交流に積極的で、他に特段の理由がないにもかかわらず幼児期後半の子どもが強く面会を拒否している場合は、同居親との間の愛着形成が十分に進んでいないことが影響していないかを観察してみるとよい。対人関係の土台となる愛着形成が不十分なまま子どもが成長すると、人を信じたり受け入れたりすることがうまくできず、対人関係や人格形成に問題が生じる恐れがあると言われている。

また、自閉症スペクトラム（発達障害を、一つの連続した症状としてまとめた新たな分類方法）の子どもに見られる「こだわりの強さ」が、拒否的な言動をエスカレートさせる背景となっている場合もある。子どもに発達障害の可能性がある場合、周りが決めたことを無理矢理子どもに押しつけようとすると子どもの抵抗が強くなり悪循環に陥る恐れがある。子どもの気持を大人がよく洞察して対応することが望まれる。

上記の事例とは別に、同居親（母）が3歳のC男を連れて別居し、2年後に離婚調停が成立したことに伴い、FPICで月1回の付添い型援助を開始した援助事例がある。別居の原因は、別居親（父）のDVにあり、同居親（母）は、別居親（父）と顔を合わせることに今でも強い恐怖感を有しているが、一方で、母親にはできないことを面会交流の場で別居親（父）にしてもらいたいと希望し、面会交流の実施には積極的だった。1回目の面会交流は大きな問題なく実施できたが、2回目の途中に、C男が物を買ってと別居親（父）にねだって断られ、むくれて不機嫌になる

場面があった。3回日以降も、C男は、面会当初は機嫌良く別居親（父）と遊べるのだが、途中から些細なことで機嫌を損ね、「もう会わない。」などと反発の言葉を別居親（父）に向けることが続いた。同居親（母）によれば、C男は反抗期が今でも続いており、同居親（母）に対しても、むくれたりだだをこねたりすることがたびたびあり手を焼いている。別居親（父）との面会についても、事前に聞くと行くのは嫌だと言い、面会当日の朝も行かないと言うのだが、手を引っ張って連れて来ているとのことで、現在も援助が継続中である【相談事例】。

この事例では、問題を抱えながらも面会交流の実施はできている。C男が発する拒否の言葉をどのように解釈すればよいかは明確ではなく、これまで述べたことに沿って考えれば、単に「イヤイヤ期」が長引いていると考えることが可能かもしれないが、同居親（母）との愛着形成が十分でない可能性や、C男に発達上の問題が潜んでいる可能性も考えられるところである。

(ウ) 学童期（～12歳）

学童期は、言語化能力がさらに高まる年齢であり、しばしば子どもが面会交流について拒否的な発言を行う場合がある。学童期前半の子どもについては、幼児期後半の延長線上にあると考えられ、同居親が面会交流に消極的だったり否定的だったりすると、同居親からの影響を受けて面会交流に対して消極的な発言をしがちである。同居親の姿勢が子どもの発言に影響している場合は、同居親が面会交流の意義を理解し積極的な姿勢に転じて実施を促せば、子どもが面会交流に前向きになることが可能と考えられる。

一方で、学童期後半の子どもについては、拒否的な発言をする理由がどこにあるのかを十分に吟味して対応することが必要である。この時期の子どもの場合、自分の意識の中で別居親へのマイナス感情を作り上げていることがあり、同居親が接し方を変えても、子どもが抱えている面会交流への否定的な感情を変えることが困難な場合がある。また、別居親に対する否定感情が高まって同居親が制御できない状態に陥り、別居親だけでなく同居親に対しても否定的な感情を示すようになる場合もある。子どもが別居親に対して否定的な感情を示している場合には、同居親は、これを放置せず、その理由がどこにあるかを探索し適切に対応する必要があり、援助者としてはいろいろな背景があることを示唆する必要がある。

同居親（母）が学童期前半のD女と幼児期後半のE女を連れて別居し、1年後に離婚判決が出され、3年後に面会交流調停が成立し、FPICによる付添い型援助が開始した事例では、別居親（父）にDVがあり、警察に逮捕される所を子どもたちが目撃していたこともあって、D女が同居親（母）に同一化して別居親（父）を非難し、面会時に別居親（父）に罵声を浴びせるなどして強く拒否した。妹のE女は、姉のD女に同調して行動し、面会交流は一度のみで中断することとなった【事例3】。

この事例では、別居親（父）に対するD女の拒否感情が極めて強く、同居親（母）も困惑し手に負えなくなりつつあった。D女がここまで別居親（父）を拒否する理由については、別居親（父）の暴力に対する反発、同居親（母）への同一化や忠誠心、妹のE女を守ろうとする思いなどが考えられるが、理由は必ずしも明らかではない。家裁の調査官報告書でも、「父親イメージが歪んでおり、一刻も早い修復が必要」との指摘はされているが、原因や対応方法については何も触れられていなかった。

学童期後半の時期に別居親への拒否感情が歯止めなく大きくなると、その後の人格形成に大きく影響する恐れがあるので、子どもにこうした極端な拒否反応が見られた場合には、早い時期に親ガイダンスや、子どもへの働きかけなどの専門的関与が必要である。

同居親（父）が学童期後半のF男、学童期前半のG男、5歳のH男の3人を連れて別居し、約2年後に面会交流調停が成立し、FPICの付添い型援助が開始した事例では、同居親（父）が別居親（母）の子どもたちに対する暴力を主張し、子どもたちが怖がっているので直接の面会は認められないと述べたため、1回目の面会交流は、同居親（父）と子どもたちが遊んでいるところを別居親（母）が離れたところから見るという形で実施した。面会交流実施時の子どもたちは、別居親（母）が離れたところから見ていることは分かっていたが、同居親（父）が言うほどの恐怖感や拒否反応は認められず、直接の面会交流実施も可能と観察された。しかし、2回目以降の面会に、子どもたちが拒否しているとして同居親（父）が応じず、1回実施しただけで面会交流は中断となった【事例7】。

この事例は、別居親（母）から子どもたちに対する暴力行為はあったものの、面会交流の実施が可能と考えられた事例だったが、子どもたちが拒否しているとの同居親（父）の主張により中断に至った。子どもたちから直接話を聞いていないため、子どもたちの意向が同居親の主張どおりであるかは不明だが、子どもたちの年齢から考えれば、別居親（母）との面会交流についてどのように考えているか、直接確認することが必要な事案であったと考えられ、家裁での調査官調査、子の手続き代理人の活用などが望まれる事例と思われる。仮に、同居親（父）が、故意に子どもたちの真意とは異なることを表明していた場合には、今後子どもたちが成長するにつれて父の欺まんを知ることになれば、子どもたちと同居親（父）との関係に葛藤が生じることが懸念される。

同居親（母）が幼児期前半であったI女を連れて別居し、翌年、面会交流調停中に月1回1時間、自分たちで面会交流を開始したが、5回目から子が嫌がるようになり中断となった事例がある。幼児期後半時に面会交流調停が成立し、月1回1時間の面会交流を自分たちで再開したが、しばらくしてI女が再び嫌がるようになり再度の中断となった。その後、学童期前半に面会交流審判の結果、2か月に1回約

1時間の面会交流が義務付けられ、再び月1回の自力再開に至った。しかし、またI女が嫌がって次第に面会に応じなくなった。その後、再び審判決定が出され、学童期後半時からFPICが2か月に1回約1時間、付添い型の援助を行うこととなった。自分たちで連絡を取り合って実施していた時と同様、面会交流は図書館や児童館内で行われたが、I女は、別居親（父）について、会いたくない、気持ちが悪い、行くのが辛い、中学受験で時間がないなどと述べ、面会交流には拒否的で、面会場面では宿題を持参して別居親（父）と別の机に座り、別居親（父）とは一切言葉を交わさず宿題をして時間を過ごしていた。1年間実施後、再契約の申込はなく援助は終了となった【事例12】。

この事例では、自分たちで実施していた際に、面会交流場面に同居親（母）が立ち会っていたこと、FPICの援助開始時期が学童期の後半にさしかかっており、子どもの拒否感情が容易には変わらないほど強くなっていたことが特徴だった。【事例3】のような、別居親（父）に対する攻撃的な言動は見られないが、別居親（父）を無視する態度は尋常ではなく、援助者が拒否感情を緩和させるようI女及び同居親（母）に働きかけを行ったが功を奏しなかった。本来なら親からの自立が始まる年頃の面会交流に、I女の意味や意見が反映されないまま同居親（母）が同席していたことの問題が少なくない。I女の拒否的な発言に対して、「あなたはどうしたいか」と人格の主体としてI女に問いかけることで展開の糸口が見つかった可能性がある。学童期に入った子どもには、本人から直接意見を聞き、場合によっては面会交流の進め方を設計させることを考えることも有効である。

同居親（母）が学童期前半のJ女と幼児期後半のK女を連れて別居し、同年調停離婚が成立した事例では、調停成立時、離婚を急いだ同居親（母）が、子どもたちの意向を確認しないまま、月2回各10時間の面会交流に同意し面会交流を開始した。ところが、月2回各10時間の面会交流の負担は子どもたちにとって大きく、しばらくして、子どもたちが面会を拒否して面会は実行されなくなった。その後、面会条件を見直す調停が同居親（母）から申し立てられ、審判の結果、面会は月1回、当初の5か月は3時間、その後は7時間、いずれもFPICの受渡し型により行うとの決定が出された。1年ぶりの面会開始時、子どもたち（特にK女）は、いつも歩かされるだけで楽しくないと言い、面会終了後つまらなかったと言い、別居親（父）の別れの挨拶にも応じなかった。5か月が経過後も、子どもたちの抵抗で時間延長はできず、逆に子どもたちが帰ると言い出し面会時間を2時間で切り上げるを得ない事態に陥った。別居親（父）は、子どもたちは同居親（母）にマインドコントロールされていると怒りをあらわにした。次の面会交流は、FPICの児童室内で援助者が付き添う形で実施した。子どもたちは机の隅に隠れ、別居親（父）の話しかけにも無言、無視を貫き通した。その結果、別居親は、もう子どもたちには会わない、養育費の支払いも止めると宣言し、同居親（母）も、会わないなら会

わないでいい、養育費も元々もらう気がなかったのでいらないと語り、援助は終了となった【事例19】。

この事例では、学童期前半の子どもの意向を無視して同居親（母）が、子どもにとって負担の大きい面会内容を調停で取り決めたことが、面会交流がうまくいかなかったそもそもの原因であり、これに加えて、面会時に子どもたちの感情や意向に沿った対応ができなかった別居親（父）の対応が重なり、面会交流の中断に至ったものと考えられる。

また、合意形成の時点で子どもが嫌がっていることが問題にならなかったことが問題である。学童期に入った年齢の子どもには、面会交流の希望を聞くことを原則としたい。FPICによる援助も、家裁の決定が受渡し型となっていたため、援助者が別居親（父）の対応の問題点や子どもたちの拒否の意味を十分に把握できず、別居親（父）に対するサポートが十分にできなかった。子どもたちにどのような面会交流をしたいか聞いて、子どもたち自身に面会交流を設計させる方法もあったのではないかと考えられる。

検討事例以外にも、援助開始時小学1年だった女子が、FPICの児童室内でなら会ってもいいと言ったため、小学校を卒業するまでの6年間面会を続けた事例や、小学1年男子で、絶対に別居親（父）と会わないと拒否的だったが、どのような交流が希望か子の希望や心情に沿って面会の仕方を設計してもらったところ、継続して面会交流ができるようになった事例などがある。

すでに述べたとおり、学童期に入ると、別居親に対する拒否感情が増幅していく可能性が高いので、幼児期あるいは学童期前半の早い時期に、別居親との関係修復を図ることが重要である。また、この時期の子どもに対しては、特に一人の人格を持った主体として接し、その意見をよく聞くことを大切にすることが必要であろう。

イ 子の心身が不安定な状態にあることが理由となっている場合

父母の離別に伴い、子の心身が不安定な状態になる原因は、子ども自身に元々不安定な心身の問題があったことを除けば、①離別に伴う環境の変化が子どもに負担となって影響を与えている場合、②生活環境の変化が同居親の心身に加重な負担を与え、同居親が不安定な状態になることに伴い、その影響が子どもに及んでいる場合、③面会交流に対して同居親が否定的あるいは消極的で、面会交流問題が同居親及び子どもに影響を及ぼしている場合などが考えられる。

いずれにせよ、子どもの心身の不調を主張して同居親が面会交流に応じない姿勢を示すと、別居親からは、嘘を言っているのではないか、同居親の監護方法が悪いからではないかと反論が出て紛糾しがちである。面会交流の援助を行う場合には、子どもの心身が不安定である旨の主張が同居親から出された場合には、子どもの健康状態や生活態度を具体的に聞き、上記の①ないし③に沿って、純粹に子どもの心身上の問題

なのか、生活環境は安定しているか、同居親の心身の状況はどうかなどを見極めた上で、同居親や子どもへの働きかけの仕方を検討することが必要である。

(ア) 乳児期・幼児期前半（0歳～3歳）

この時期の子どもは、面会交流への不安や拒否を、下痢、発熱、夜驚などの身体症状として表すことがある。ほとんどの場合、父母の離別に伴う環境の変化や、同居親の心身が不安定になったことが主たる原因であり、同居親の心身が安定し面会に前向きな姿勢を示すようになれば改善することが多い。面会日が近づくと、子どもの体調が悪化するのには、同居親が面会日が近づくことで不安定となり、これを子どもが敏感に感じ取って身体症状に表すからである。このような場合、同居親に対しては、上手に子どもを育てており、子どもが同居親を強く信頼していると伝えるなどして、親としての自尊心を確認することができるように働きかけることが有効である。

(イ) 幼児期後半（～6歳）

子どもは、幼児期後半になっても周囲の影響を受けて心身の状態が不安定になりやすい。特に、同居親が別居親に対して恐怖感や不安感を強く抱いている場合、同居親が不安定になることが子どもの不調に繋がりやすい。幼児期前半までと同様、同居親が抱えている不安を取り除く援助を行うと共に、親ガイダンスなどを通じて、子どもの成長にとって面会交流が重要であることを理解してもらう働きかけが有効である。

別居親（母）が幼児期後半のK女を連れて別居し、翌年、親権者を同居親（父）とする調停が成立し、K女は同居親（父）に引き渡され、FPICの付添い型による面会交流が開始された事例では、開始後すぐに、同居親（父）が再婚して異母妹が出生し、同居親（父）は面会交流に消極的となり、同居親（父）の希望により、月1回の付添い型から、年4回の受渡し型へ面会方法を変更する合意が成立した。受渡し型への移行が決まった直後から、K女は、面会交流に不安を感じ、夜中に起き出して、「怖い、どうしよう。」などと言って泣くようになったため、双方が再協議して、付添い型のまま年7回面会交流を継続するとの合意が成立した【事例25】。

この事例では、付添い型援助から受渡し型援助に変更されたことが、K女の夜泣きや不安の訴えとどのように結びついているか明らかではないが、同居親と再婚した継母との下での生活環境に、K女が何らかの不安を感じていたことが推測される。

(ウ) 学童期（～12歳）

言語化能力が高まる年齢であり、面会交流をしたくない場合には、はっきりと拒否の意思を示すことが多い。言語化能力が十分でない学童期前半や、学童期後半であっても言語化が不得手な子の場合、あるいは言語化することが十分にできない環境に置かれた場合などには、深刻な身体症状を示す場合もある。年齢が進んだ子が

身体症状を示している場合は、放置すると日常生活やその後の心身の発達に大きな悪影響を及ぼす恐れがあるので、心身の不調の原因がどこにあるのか、面会交流を巡る問題によることなのか他に原因が考えられるのか、同居親や取り巻く親族の接し方に問題はないか等について十分に配慮するよう同居親に促す働きかけが必要である。

同居親（母）が、別居親（父）からのDVを理由として、中学生のL男、M男、幼児期後半のN男を連れて別居した事例では、保護命令や離婚調停、面会交流調停などが続けて申し立てられるなど激しい紛争が2年以上にわたって続く中で、面会交流を行うことの合意ができ、FPICでの付添い型による援助が開始された。L男とM男は、別居親（父）と会うことを明確に拒否しており、面会対象者はN男のみだった。第1回目は予定どおり実施ができ、父子も楽しく遊ぶことができたが、2回目の実施について、引き続き付添い型を希望する同居親（母）と、受渡し型を希望する別居親（父）との意見が一致せず、やがて同居親（母）からは、N男が別居親（父）と会うのを嫌がっている、家では不眠が続き学校では授業中寝ていたりしてとても面会ができる状態ではないとの申入れがあり、援助は1回で終了した【事例10】。

この事例では、学童期にさしかかったN男が、別居親（父）との面会を嫌がり、不眠から学校生活に問題が生じていると主張されている。面会方法についての父母の対立が、N男に影響を与えている可能性が高いが、一方L男やM男に母親への暴力があることがうかがわれ、N男を含めて同居親（母）と子どもたちとの関係について専門家の関与やケアが必要と考えられた。

(5) 父母以外の家族内の第三者の意見が合意を妨げている場合

ア 祖父母との関係によって合意ができにくくなっている場合

面会交流を巡る父母の紛争に、一方の又は双方の祖父母の意向や態度が強く影響している場合、父母の合意形成は一層困難になる。しかし、反面、祖父母が冷静で客観的に事態を見て適切な助言をしてくれる場合には、合意形成が円滑に進むこともある。

いくつかのパターンに分けてその対応や援助のあり方を見ていこう。

(ア) 別居親（父）の祖父母と子どもとの面会交流が争点になっている場合

別居親（父）が自分の気持ちよりも、父方祖父母の気持ちを忖度して、祖父母と子どもとの面会交流を強く主張するために、面会交流についての話し合いが進まない場合がある。

学童期後半の2人の子どもを母親が監護している事例で、別居親（父）は婚姻中全く子どもたちに愛情を示さなかった（同居親（母）による。）にもかかわらず、調停では父方祖父母と子どもたちとの宿泊付面会交流を強く主張してなかなか合意

ができなかった。結局、調停委員の別居親（父）に対する説得によって、当面はFPICの援助を受けながら、父親と子どもたちだけの面会交流を行うことになった。

しかし、2回目に、父が、面会交流の場で子どもたちに父方祖父母が会いたがっているという誘いかけ、子どもたちがそれを母親に伝えたことから、母親が怒って面会交流が中断した【相談事例】。

この事例では、別居親（父）が、祖父母の強い意向を受けて、何とか離婚後も祖父母に子どもたちを会わせようと固執したため、かえって、父親自身は本当に子どもたちに会いたいのだろうかという母親の不信感を高める結果になった。このように別居親の、親の意向が前面に出てくるときは、得てして婚姻中の嫁姑の関係がよくないことが背景にあることも多く、子どもたちは、父母間の葛藤だけでなく、別居親の親と同居親との葛藤に巻き込まれることになる。

このような場合、やはり別居親と子どもとの面会交流がベースにあって、子どもと別居親の関係が深まることによって、同居親が別居親に対する信頼感を持つようになることを優先することが大切である。また、援助者はそのことを父母双方が当面の目標にすることが援助契約の内容であることを理解してもらう必要がある。

この事例では、別居親（父）が、面会交流を続けるうちに子どもたちへの愛情や理解が高まり、父方祖父母に対してもう少し待ってくれと働きかけるようになった。このような父親の変化を見て、母親が夏休みの宿泊付面会を認めるという展開になっていった。

(イ) 同居親（母）と祖父母のつながりが強い場合

婚姻中に母親が幼児期前半の子どもを連れて家を出て、離婚及び婚姻費用分担の調停を申し立てた事例では、同居親（母）が、別居親（父）は子どもに対する愛情がないとして調停で面会交流を拒否した。しかし、代理人の説得もあって、FPICの援助を受けること、その費用は全額父親が負担すること、回数は年3回とするという条件で合意が成立し、付添い型の援助を伴った面会交流が始まった。第1回目に子どもは母と母方祖母と両手をつないでやってきた。父親の顔を見るなり「怖いおじさんとは遊ばない。」と母親にしがみつく。その後、援助者の働き掛けもあって父親とプラレールで遊ぶようになり、帰る時はまだ遊びたいというほどになった。ところが、帰宅した母親から、子どもが情緒不安になり発熱したという連絡がある。母方祖母の同席は遠慮してほしいという援助者の要請にもかかわらず、2回目も祖母が同行。子どもは、児童室に入るや否や「怖いー。ママがいなきゃいや。」と言う。いったん別室で母、祖母と3人にするとおとなしくなる。頃合いを見て、援助者が父親の下につれていくと、手足をバタバタして大騒ぎする。結局、父親が状況を察して面会交流を中断する選択をした【事例4】。

この事例では、母親が、子どもが乳児期から言動が不安定であったため、子どもを抱え込む姿勢が強かった。また、母親自身も不安定なところがあり、いろいろな

理由を述べて祖母の同席を譲らなかった。祖母も別居親（父）に対して拒否的な心情を隠そうとしない。このように母親自身が祖母からの自立という課題を抱えている場合、なかなか子ども中心の面会交流をするという気持ちにはならない。強い母娘連合からはじき出された父親が、しばらくは遠くから見守るということで納得した事例である。

(ウ) よきアドバイザー、協力者としての祖父母の参加

今回のような高葛藤で合意形成が困難な事例ではあまり見かけないことではあるが、父母どちらかの、あるいは双方の両親が、冷静に息子（子どもの父親）、娘（子どもの母親）の別居や離婚を見守り、別れても子どもの気持ちを大切に育てるように助言する事例もある。このような事例の場合、祖父母が「孫」の気持ちを理解し、孫のことを中心に考えるよう息子、娘に言い聞かせるといった、まさに「親ガイダンス」を行うため、父母間の子どもを巡る争いが起こらず、自分たち同士で自由に面会交流ができ、家裁や援助団体のところには現れてこないであろう。

このことは、高葛藤事例においても、祖父母にこのような「親ガイダンス」の協力者あるいは担当者となってもらうように働きかけていくことが課題であることを示すものであろう。

イ 父母の再婚相手との関係によって合意ができにくくなっている場合

父母間の合意形成を阻む要因として、父母の再婚相手の意向が大きく働く場合がある。例えば、別居親である父親が再婚している場合において、再婚相手である妻が、「夫」の前妻の子と「夫」との面会交流に理解を示さない、あるいは協力しないという場合がある。また、同居親である母親が再婚している場合に、再婚相手である義父又は養父が、「妻」の前夫である（子どもの）実父と子どもとの面会交流にいい顔をしないといった場合がある。

このような場合、それぞれの配偶者が、実父母と子どもとの面会交流に明確に反対することもあれば、実父母の方で、それぞれの配偶者の意向をおもんばかって面会交流の実施に消極的になることもある。

特に問題なのは、離婚後あるいは別居後、それまでは子どもとの面会交流が継続的に実施できていたのにもかかわらず、実父母が再婚したことをきっかけにして面会交流が中断する場合である。このようなことが起こるのは、実父母の一方又は双方が、新しい婚姻関係の下で今後築き上げるべき自分の「家族」関係を大事にしたいと考えるからである。

しかし、このようなケースにおいては、結局子どもは「親から二度捨てられる」思いをすることになるおそれが高い。

別居親（父）は、同居親（母）が養育する学童期前期のAと2か月に1回の面会交流をしていたが、かねてから交際していたB子と内縁関係に入り、B子が妊娠したこ

とにより入籍した。やがて、B子は男児を出生した。それまではAとの面会を楽しみにしていた別居親（父）は、何かと理由をつけて2か月に1回の面会をキャンセルするようになった。そのうち、別居親（父）からの面会の要請もなくなり、養育費も途切れがちになり、同居親（母）は養育費支払いと面会交流の実施を求めて履行勧告を申し出るに至った。同居親（母）は、別居親（父）が再婚したことも、B子との間に男児が生まれたことも聞かされておらず別居親（父）を慕うようになっていた長女の気持ちを思うと、別居親（父）の態度を許し難く思った【相談事例】。

一般に、子どもにとって親の再婚は、親の離婚時よりもさらにストレスフルな体験をされると言われている。だからこそ、「親から二度捨てられる。」のではなく、二人の親つまり実の親と新しく迎え入れた親との双方から、大切な存在として扱われることによって、その葛藤や不安を緩和することができ、自己が引き裂かれることなく、アイデンティティを維持することができるように接していくことが大切となる。したがって、支援に当たっては、自分を愛してくれる「二人の親」があることの大切さを子どもにも親にもよく伝える必要がある。

ところで、子どもと同居する「再婚の親」がどうあるべきかについてのアドバイスや援助は簡単とは言えない。一般に、再婚の親が、子どもの「実の親」になろうとする思いが強すぎると、子どもの実父母の存在は、新しい親子関係の構築を“妨げる”ものと認識されることになる。その結果、親が二人いることは、子どもを葛藤状態に置き、強い情緒的不安をもたらすことになるおそれがある。「ステップ・ファミリー」については、新しく子どもの親になるおとなが、「親」というよりも、緊密な庇護者あるいは養育者としての役割をとるといった感覚で子どもと接することによって、子どもを必要以上の葛藤状態に引き込まずにすむことができるのではないかと考えられる。面会交流の合意形成の支援や援助活動に当たっては、このような助言や話合いの機会を持つとよいのではないかと思われる。

(6) 父母間に離婚に関する争いが根強い場合

ア 相手との離婚自体に合意したくない意向が強い場合

父母間の一方に離婚自体を受け容れられない気持ちが強い場合、子どもに視点を置いた話合いになりにくい傾向がある。父母の一方が離婚について強い意志を持っているけれども、他方が相手の意向を理解できない、又はその主張を認める（受け容れる）ことができない場合、離婚を迫られている側の親にとっては、離婚や別居を前提とした面会交流のテーマを取り上げることに自体に納得がいかないためであると考えられる。

離婚調停は不成立となったが短期間の面会交流について調停が成立したとして、FPICが援助を開始したある事例では、子どもが幼児期前半であるため同居親（母）が同席する形で公園での面会交流が行われたが、別居親（父）が母親の手を握るなど

の行動があったため、以後、母親の強い拒否により援助が中止された。父親は離婚自体に消極的というよりは拒否的であり、3日に1回でも子どもと会いたいと主張するなど、子どもとの面会を理由にして母親との和合を求める意向が強いことがうかがわれた。調停における「年5、6回の面会交流を目指す」という頻度に関するあいまいな合意が、援助開始後新たな紛争の種となる形で父母間の紛争が再燃した【事例15】。

これは面会交流が父母間の関係修復の手段として争われたという側面が強い事例である。この事例の場合、子どもの同居親（母）へのしがみつき（分離不安）が見られるなど子どもに強い不安や葛藤が生じていることがうかがわれた。

離婚調停中又は離婚訴訟中であっても、別居親と子どもの面会交流は、子どもの安心、安全が十分に守られる環境で行われる限り、別居親と子どもの親子関係の形成に有意義であると考えられる。したがって、父母は、父母間の離婚問題と円滑な親子関係の維持、形成とを切り離して、子どもに接することが求められる。しかし、父母の一方に離婚自体を受け容れることができない状態においては、それを実行するのは言うほど簡単なことではない。したがって、同居親も別居親も、離婚について父母が争っていること自体が子どもに与えている不安やストレスをよく理解して、「お父さんとお母さんはこれからのことについて話し合っているが、〇〇ちゃんのために喧嘩しているのではなく、二人とも、〇〇ちゃんのこと大切に思っている。」ということ、丁寧に、子どもに説明する必要がある、離婚についての自分の意向に子どもを巻き込まないように努力することが求められる。このことは、双方とも親としての相当な自律性を求められることであり、援助に当たっても、双方の離婚に対する感情的なこだわりをよく聞くなどして、子どもの安心、安全をまず確保していくことに努力することができるようサポートしていく必要がある。

ちなみに、このような父母の場合、離婚が成立すると、落ち着いた雰囲気面で面会交流が実施できるようになる事例が少なくないことからみても、離婚紛争過程と面会交流過程をいかに心理的、手続的に切り離すことができるかが、このような事例の支援のポイントとなると考えられる。

イ 相手に対する怒りや恨みの感情が強く残っている場合

アと違って、離婚自体については決断ができていても、父母の双方又は一方に、ここに至るまでの経緯や紛争の過程で増幅してきた相手に対する怒りないしは恨みなどの感情が強く、その感情が容易に緩和されない場合、調停などで一時的に面会交流の合意ができたとしても、円滑かつ継続的な面会交流が実施されないことが多い。

別居親（父）から同居親（母）への暴力があり、同居親が子らを連れてシェルターに避難し、保護命令を取得した後、同居親から離婚調停が申し立てられ、同時に別居親から学童期前半の長男に対する面会交流の調停が申し立てられた事例においては、結婚間もない頃からうつ状態を繰り返していた同居親の別居親に対する不信感が根強く、家裁での調停中にFPICにおいて短期の面会交流が行われたものの、1回限りで

同居親からの連絡がなくなり、援助活動は中断に至った。この事例では、別居親との面会を拒否している思春期の長女は面会をせず、比較的別居親と安定した関係にあった長男に対する面会交流の実施について、同居親がいったんは同意した。しかし、その後思春期の長女と同居親との葛藤が高まったことなどから同居親の情緒不安が緩和されず、調停での本格的な合意形成も困難になった【相談事例】。

このように、同居親に強い情緒不安等が続いていて、別居親に対するネガティブな感情が緩和されない場合、円滑な面会交流の実施には困難が伴う。この事例の場合、別居親が同居親の心理状態を理解して、しばらく様子を見るという態度を選択した。

父母の一方が、他方に対しネガティブな感情に強くとらわれている場合は、このように、まず一方の親に対するカウンセリング的な働き掛けを検討する必要がある。また、面会交流を求める別居親に対しても、性急に子どもとの面会交流を求めることが逆効果になるおそれもあることを伝え、手紙や写真の送付などによる間接的な面会交流などの方法をとることによって、相手の心情の安定や子どもの成長を「待つ」、「見守る」ことの意義を理解するようなサポートが必要となろう。

(7) 養育費等経済的な問題によって面会交流の合意ができない場合

平成23年の民法改正で離婚時の養育費と面会交流の取決めが明文化され、平成24年4月から協議離婚届に養育費と面会交流の取決めについてチェック欄が設けられた。養育費と面会交流は、子どもの健全な成長のために必要な車の両輪であり、それぞれは法的にも別の問題であるが、交換条件になるなど合意の阻害要因になることがある。

同居中から家計を巡って紛争が絶えない状況下にあると、同居親が別居親の養育費等の確実な履行に信頼感を持たず、子どもと別居親の面会交流の合意にも消極的になりがちである。特にDVなどで別居親と関わりを持ちたくない場合には、養育費もいらないと主張する同居親が少なからずいる。一方、面会交流に応じてくれないなら養育費も支払わないと主張する別居親もいる。

ア 養育費の額を巡る問題

面会交流の頻度と養育費の額が駆け引きになることがある。養育費を決める目安としては養育費の算定表⁷があり家裁の実務では定着しているが、目安となる金額の幅の中での攻防で、相手から頻回の面会交流を求められ、少しでも回数を減らす代わりに枠内の低い額で訴訟上の和解をした事例があった【事例6】。同居親（母）は、最低枠の養育費ということで不満が募り、和解から約1年余りで養育費増額調停を申し立てたが、現状変更に至らず、結局、援助機関の援助による面会交流も更新なしで終了した。面会交流の頻度と養育費の額の駆け引きで、回数を減らすために低額で不承不承合意したものの、現実の経済的困窮のなかで面会交流の合意そのものが崩れてし

⁷ 東京・大阪養育費等研究会著「簡易迅速な養育費の算定を目指して－養育費・婚姻費用の算定方式と算定表の提案－」判例タイムスNo.1111 2003

まったものと考えられる。

イ 面会交流時の費用負担を巡る問題

経済的な問題の中には、DVにより住所を秘匿し同居親と子どもが遠隔地に居住している場合に、面会交流実施に係る交通費の負担を巡る問題がある。援助機関を使って面会交流をすることで合意したものの、援助機関までの高額な交通費の負担が大きく、中断した事例があった【相談事例】。養育費に交通費を上乗せできればよいが、そのためには交通費を特定せざるを得ない。同居親（母）は、交通費の金額が別居親に知れると、それによって別居親から生活圏を侵襲されるのではないかと不安になり、交通費の負担をあいまいにしたまま合意してしまったことがうかがえた。

また、面会交流の継続と経済的な問題では、面会交流時にかかった費用を別居親が勝手に養育費から差し引いて支払うということがある。

面会交流にテーマパークなどを利用すると、施設費用や飲食代が高額になるが、別居親（父）が、それらの費用を勝手に養育費から差し引いたため同居親（母）の怒りを招き中断になった事例があった【相談事例】。合意形成の際に、面会交流にかかる実費は、養育費とは別であり、どちらの親の負担とするかを具体的にしておく必要があった。

ウ 支払遅滞や不履行を巡る問題

養育費の支払遅滞や不履行が面会交流の中断につながることもある。なかには、子どもを養育費の請求や遅滞のメッセンジャーにすることがある。それらの行為は、子どもに多大な負担を与え、子どもの面会交流への意欲を減退させることになる。当事者間の複雑な紛争経過も影響しているが、そうしたことから子ども自身が面会交流に消極的な意向を示し、中断した事例もあった【相談事例】。

エ 養育費の減額又は免除、再婚を巡る問題

離婚後の養育費の減額又は免除も面会交流の円滑な継続に少なからず影響を与える。離婚後に取り決めた養育費について、減額又は免除を請求できるのは、取決め時に予想できなかった事情の変更が生じた場合である。事情の変更には、収入の大幅な減少、失業、病気等による長期にわたる就労不能、再婚等による扶養関係の変更等がある。同居親にとっては、一時的なものであれば渋々受け入れ面会交流に応じていても、養育費の支払いが免除になった場合には面会交流に応じていくことに強い抵抗感が生じることは否めず、新たな紛争になりかねない。

養育費の大幅減額又は免除の理由としてもっとも多いものの一つは、別居親又は同居親の再婚による扶養関係の変更である。同居親（母）が再婚し、再婚相手と子どもが養子縁組すると第1扶養義務者が養父（及び実母である同居親）になることから、養育費の大幅減額又は免除の理由になる。一方、別居親が再婚し再婚相手との間に子どもが生まれたり、再婚相手の連れ子と養子縁組をしたりすると、扶養すべき子どもが増えることから、養育費減額の理由になる。いずれの場合も同居親の側では、別居

親が養育費の支払いという親としての役割を果たしていないのに、権利だけ求めることに不満感を募らせ、面会交流を求められることに抵抗感が生じやすく、合意を覆したり面会交流を巡って新たな紛争となりやすい。

調停で合意した面会交流だったが、同居親（母）が連れ子のある男性と再婚し、再婚相手と子どもが養子縁組したことから、別居親（父）は養育費支払い免除請求の調停を申立て、審判で義務免除となった後、同居親は、養育費も支払わないのであれば面会を拒否するとし、援助も中止となった事例があった【事例24】。

一方、同居親（母）の再婚、再婚相手と子どもとの養子縁組がされても、別居親（父）が養育費の減額等をせずに支払続け、面会交流も継続した事例があった【相談事例】。

親の再婚により新たな人間関係を形成する子どもにとっては、それ自体がストレスになる上に、それまで継続していた別居親との面会交流が中断すると、喪失体験が加わり、ストレスが増大する。特に同居親が再婚し、子どもと再婚相手との養子縁組によって扶養義務の順位に変動が生じたとしても、別居親と子どもとの法律的な親子関係が変わるわけではないので、減額したとしても養育費の支払いは継続されることが望ましい。家裁の養育費実務では、実父側から減額又は免除の申立てがあれば、養父側の経済力によって大幅減額又は免除する扱いであるが、子どもの立場からすると、父からの養育費負担があることは、実父からも愛されている証であり、自尊心の健全な発達を促すことになる。養育費の減額又は免除が、直ちに面会交流の合意を危うくするわけではないものの、同居親にとっては積然としない気持ちのまま面会交流に応じることになり、それが子どもにとっても少なからず影響をもたらすことにもなる。子どもと同居親の再婚相手との養子縁組を理由とする減額又は免除調停・審判においても免除ではなく減額にとどめる運用が定着することを期待したい。子どもにとっては、再婚により養父と実父という二人の父親ができるわけであり、名実ともに二人の父親から経済的にも精神的にも恩恵を受けることは子どもの福祉にかなうことであると思われる（なお、父母が再婚した場合の面会交流のあり方については第4-1-(5)を参照。）

2 父母間の合意形成の方法—その類型及び支援上の留意点

(1) 協議離婚時の面会交流に関する合意

ア 協議離婚時の合意の意義

本調査研究の事例研究では面会交流について離婚時に合意形成が困難であった事例を対象としたため、協議離婚時に父母が自分たちで合意して面会交流を実施した事例を取り上げる機会はなかった。しかし、いったん協議離婚時に合意をしたが、結局自分たちだけでは実施できずに司法紛争に発展し、審判等の手続きを経て面会交流を開

始するに至ったという事例があった。この事例では、同居親（母）が離婚を急いだため自分の本意に基づかないその場しのぎの面会交流の約束に同意していたため、その約束にもかかわらず面会が実現できなかったものと思われる。結果的にはこの別居親（母）の態度が別居親（父）の怒りと過剰な要求を引き出すこととなり、それが、また別居親（母）の恐怖心や嫌悪感をかきたてるといった悪循環に陥り、司法紛争に発展していった。この事例の経過を振り返ると、離婚当初の合意ではすぐには実施につながらなかったが、「面会交流をする」という基本的な合意が最初からあったためか、母親の調停、審判の申立ては自分自身を再度納得させるためという意味合いもあったように思われ、審判確定後は母親も覚悟を決めて、面会交流の開始につながっていった【事例1】。

この事例は、たとえ取りあえずにした合意であっても、いったんは合意したということの意味は大きく、司法手続きも含め再調整への道筋がつけやすいことを示していると考えられる。このように、いったんは納得して自分たちで面会交流を始めたものの、その後の子どもの成長や父母の再婚など家族構成の変化など事情の変更によって、最初の合意時には想定していなかった事態が起き、実施方法の再調整の必要が生じることも少なくない。しかし、その場合でも当初の合意が土台となって、再調整が進みやすいという側面もある【事例23】、【事例24】、【事例25】。

つまり、いったん自分たちで話し合っ（協議して）面会交流を実施することにした場合、後に事情が変わって争いが生じた場合でも、自分たちの合意が相当であったかどうかの確認のために司法手続きを経るというパターンがある。このことは、9割に近い協議離婚において、最初の段階で面会交流についての協議をしておくことの意義が大きいことを意味するのではないだろうか。

イ 本調査研究による相談統計からの検討

平成24年の民法の一部改正以後も、離婚の約9割を占める協議離婚において、面会交流と養育費の取決めは夫婦の任意の協議に委ねられている。離婚届けのチェック欄に、面会交流の取決めをしたと記入した夫婦は、子のある夫婦の協議離婚件数の63%となっている⁸。しかし、合意の内容や実施実態を把握する方法はなく、実施の正確な割合や実態については十分な情報がないのが実情である。

参考までに、本調査研究の電話及び面接相談集計（資料2）のうち「実施の実態についての集計」（資料2の2）から、私的合意（協議離婚時の合意が多くを占めると推測される）の内容を探ると、私的合意においては、司法手続きによる合意よりも面会交流の頻度がやや高く、宿泊等の合意も多いなど、条件面で緩やかな傾向がみられた。また、実施上の問題としては、「相手が約束を守らない（拒否）」よりも「相手の要求が過度」など、実施条件を巡る問題がより多い傾向がうかがえた。私的合意が可

⁸ 平成27年度。法務省による。なお、平成23年度の全国母子世帯等調査（厚労省）によれば、調査対象となった未成年の子のある母子家庭のうち、離婚時に面会交流の取決めをしたと回答した者は23.4%となっている。

能な場合というのは、一般的には、司法手続きを経るケースよりも葛藤が低いとみられ、より緩やかな条件での合意に傾くが、その反面、早く離婚を成立させたいとの思いから、十分検討しないままの実施上無理な合意をする可能性も高く、結局実現できなくなる場合や、実施上のトラブルが生じる場合も少なくないとみられる。大きく分けると、①「とにかく離婚したかった。実施できそうもなかったが、取りあえず合意した」タイプ、②「相手の言う条件（頻度等）は実現できそうもなかったが、相手が強硬なので押し切られた」タイプが典型である。また、①や②のタイプのように、離婚を優先させる目的で面会交流に合意する場合のほかに、それなりに実施意欲はあっても身近にお手本となるようなモデルもなく、面会交流に関する具体的な方法が分からず、また専門家の助言も受ける機会もなかったため「初めてはみたものの・・・どうにもならない」状態となる場合も少なくないと思われる。

前者については、協議離婚時における面会交流の取決めについて、頻度や方法その他円滑な実施に関する具体的な情報や家裁やADR、援助機関の活用などについて、幅広い情報提供を進める必要がある。また、後者については、面会交流の社会教育（親ガイダンス）の普及と制度化、養育費や面会交流について細やかな対応ができる自治体等での相談支援の充実、民間の面会交流援助機関による相談支援の利用などが有効であろう。

ウ 協議離婚時に取決めをしない夫婦への支援

問題なのは、協議離婚届けを提出する際に面会交流について「まだ決めていない。」とチェックした37%の夫婦への支援である。平成23年度の全国母子世帯等調査によれば、実に76%が取決めをしていないという数字もあり、実態は明確ではないが、子どものある夫婦の相当割合が面会交流の取決めをしていないという実態がある。

個々の事情は様々であろうが、この数字から推測されることは子どもへの関心が薄く、養育費も払わない別居親（多くは父親）が少なくなく、また、別居親との関わりを持たない、あるいは持ちたくない同居親（多くは母親）も決して少なくないのではないかということである。

しかし、協議離婚時に子どもについての取決めをしないこのような層にとっても、例えば、保育園等で他の子どもの父親などの存在を知った子どもから「父に会いたい」と言い出されたが、どうやって別居親を探したらよいか困ったり、悩んだりして相談に来られる事例もある【相談事例】。

子どもの利益を害す特段の事情がない限り、原則として面会交流は推進すべきものという理念の下で調停や審判が行われている一方で、子どもに関心を示さない、あるいはそれができない膨大な「当事者未満」の親たちの養育を受けている子どもたちの潜在的なニーズを掘り起こしていく必要性は、今後より一層高まるものと思われる。